
平成21年第6回大和町議会定例会会議録

平成21年9月18日（金曜日）

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鷓 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日出子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大須賀 啓 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅野 元 君	保健福祉課長	瀬戸 善春 君
副 町 長	千坂 正志 君	産業振興課長	庄司 正巳 君
教 育 長	堀籠 美子 君	都市建設課長	高橋 久 君
代表監査委員	三浦 春喜 君	上下水道課長	渋谷 久一 君
総務 まちづくり 課長	遠藤 幸則 君	会計管理者兼 会計課長	浅野 雅勝 君
財 政 課 長	千坂 賢一 君	教育総務課長	織田 誠二 君
税 務 課 参 事	森 茂 君	生涯学習課長	八島 勇幸 君
町 民 課 長	瀬戸 啓一 君	総務 まちづくり 課長 対策 官	千葉 恵右 君
環境生活課長	高橋 完 君	産業振興課 企業誘致 対策 官	浅井 茂 君

事務局職員出席者

局 長	伊藤 眞也	主 査	藤原 孝義
班 長	瀬戸 正志		

議事日程

- 日程第 1 「会議録署名議員の指名」
- 日程第 2 「委員長報告（平成 20 年度各種会計決算の審査結果について）」
- 日程第 3 「認定第 1 号 平成 20 年度大和町一般会計歳入歳出決算の
認定について」
- 日程第 4 「認定第 2 号 平成 20 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計
歳入歳出決算の認定について」
- 日程第 5 「認定第 3 号 平成 20 年度大和町介護保険事業勘定特別会計
歳入歳出決算の認定について」
- 日程第 6 「認定第 4 号 平成 20 年度大和町宮床財産区特別会計
歳入歳出決算の認定について」
- 日程第 7 「認定第 5 号 平成 20 年度大和町吉田財産区特別会計
歳入歳出決算の認定について」
- 日程第 8 「認定第 6 号 平成 20 年度大和町落合財産区特別会計
歳入歳出決算の認定について」
- 日程第 9 「認定第 7 号 平成 20 年度大和町奨学事業特別会計
歳入歳出決算の認定について」
- 日程第 10 「認定第 8 号 平成 20 年度大和町老人保健特別会計
歳入歳出決算の認定について」
- 日程第 11 「認定第 9 号 平成 20 年度大和町後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算の認定について」
- 日程第 12 「認定第 10 号 平成 20 年度大和町下水道事業特別会計
歳入歳出決算の認定について」
- 日程第 13 「認定第 11 号 平成 20 年度大和町農業集落排水事業特別会計
歳入歳出決算の認定について」
- 日程第 14 「認定第 12 号 平成 20 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計
歳入歳出決算の認定について」
- 日程第 15 「認定第 13 号 平成 20 年度大和町土地取得特別会計
歳入歳出決算の認定について」

日程第16「認定第14号 平成20年度大和町水道事業会計
歳入歳出決算の認定について」

日程第17「議案第78号 大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

日程第18「議案第79号 平成21年度大和町新庁舎議場什器等整備事業備品売買
契約について」

日程第19「議案第80号 平成21年度道路改良舗装工事（町道小鶴沢線）請負
契約について」

日程第20「同意第3号 教育委員会委員の任命について」

日程第21「同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について」

日程第22「請願第1号 畜産経営の飼料高騰及び不況による経営危機に対する
助成に関する請願書」

日程第23「所管事務調査の申し出について」

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午後3時00分 開 議

議 長 （大須賀 啓君）

皆さん、特別委員会どうもご苦労さまでした。

ただいまから本会議を再開します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、15番中山
和広君及び16番桜井辰太郎君を指名します。

日程第2「委員長報告」（平成20年度各種会計決算の審査結果について）

議長（大須賀 啓君）

日程第2、委員長報告。

本定例会において決算特別委員会が設置され、これに付託の上、平成20年度各種会計決算が審査されたところであります。

ここで、決算特別委員会委員長に審査結果の報告を求めます。委員長堀籠日出子さん。

決算特別委員会委員長（堀籠日出子君）

報告いたします。

今定例会において、去る9月11日決算特別委員会に審査を付託されました平成20年度一般会計及び12の各種特別会計並びに水道事業会計決算については、決算特別委員会を開催いたし、各委員の熱意あふれる質疑が展開され、町長、副町長、教育長及び各課長等の誠意ある答弁がなされ、慎重に審査した結果、原案のとおり認定するものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

ただいま決算特別委員会委員長より審査結果の報告がありましたが、決算の審議においては質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、決算の審議においては質疑を省略し、討論、採決を行うこととします。

日程第3「認定第1号 平成20年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議長（大須賀 啓君）

日程第3、認定第1号 平成20年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。1番藤巻博史君。

1 番 (藤巻博史君)

最初に反対の討論をいたします。

今議会においても税金の公平負担ということが大きな問題となりました。地方税滞納整理機構、今実際に活動始めているわけですがけれども、なかなか参考にはしていけない問題も引き起こしております。滞納している方に対して、県外に本社があるというところでは、本社に問い合わせをして本人退職の危機に追い込む、あるいは字が読めない方が世帯主で、いろんな連絡が来てもずっと放っておいたというようなことで、本来であれば、その自治体の職員であれば、事情はわかって丁寧な対応でそういう事態は防げるはずなのが、県内、さまざまな職員の対応ということで、というようなことも起きているようでございます。経済危機の中で心ならずも支払い困難となっている方がふえており、法律においては特別の事情があれば猶予という規定もある。担当の方は本当に大変ということでありますけれども、再考を求めながら、今回は決算ということで、お金の集め方、使い方についてということで討論いたします。

成果の中に企業誘致関係で、「助成金、それから奨励金 6,200万円を使って企業の初期投資の削減が図られた」というふうに書いてあります。これ、町の成果という書き方はちょっと、何遍か読んでみると、これで成果ということでもいいのかなと感じるところでございます。

ということで、税金は収入の多いところから少ないところへ所得の再分配というの大きな流れでございます。先ほど申しました奨励金、助成金関係、商工振興費 1億7,000万円の約6割近い57%を占める、そういうお金でございます。商店対策費というのであれば1,000万円というふうな中では、本当に大きいお金をその商工振興費という形で使っております。その中で、特に企業立地奨励金、これは税金、固定資産税の逆に言うと特例としてまけてあげるといふ、結果的にはそういうお金になるということで、問題になっている税金の公平負担ということであれば、逆に、まけてあげているお金というふうな解釈にもなるところでございます。ということで、趣旨についての一部……、これは国の制度としても誘導があつて、それから町としても制度をつくってやっている、そういうものではございませんが、やはり一企業へのそういう、優遇という形ですかね。

例えば、昨年も申しましたけれども、仙台市ではモトローラーが撤退を

いたしました。それでもその土地はモトローラーの関係会社が所有している。言ってみれば、さまざまな助成を受けながら土地を取得、形とすれば取得したような、そういうような、でも実際には営業はそこで行っていない、そういうふうな事態にまでなっているようでございます。

この昨年からの経済危機の中で、大きい企業、内部留保をじゃあ雇用に使うのかということであれば、そういうようなことにはスムーズにはならないと。企業は生産もくろみがあって進出をしてくる。それで、高い宝とってちゃんと物を言わないと、決してもうけを落とさないというのがこの間のやり方ではなかったかというふうに思います。これからもふえるであります。このようなお金の使い方をやめ、そして町民の方向を向いたきめ細かい行政のために、今回、ことしの決算について、この使い方、認められないということで反対をいたします。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

次に、本案に賛成者の発言を許します。15番中山和広君。

15 番 （中山和広君）

私は本案に賛成の立場で討論をいたしますが、反対討論、賛成討論あるわけでありましたが、私は反対討論は、特別委員会で議論をし、その中で納得いかない、使い道が不明瞭だ、そういう場合は当然反対の討論はあってしかるべきだというふうに思いますが、反対の討論のための反対ではないというふうに思いますし、私は賛成のための賛成ではない。ただ、申し上げておきたいのは、税の公平の原則、これを曲げないようにすべきだということであります。

それでは、私の討論を申し上げますが、平成20年度の一般会計の歳入決算額については87億 6,399万 9,000円、自主財源の町税は36億 9,024万 5,000円と、過去最高の決算となっております。依存財源であります地方交付税につきましては、前年を 0.3%上回る15億 3,815万円となり、財源確保のための繰入金についても3億 4,819万円と、前年度に比較して4億 6,851万 9,000円の減となり、基金からの繰り入れは2億6,750万 2,000円で、94.3%が庁舎建設基金からの繰り入れ、近年続いていた財政調整基金からの繰り入れをしないで財源確保が図られたという状況であります。

そういう中で、行政サービス、住民福祉の向上を初め、各種事業遂行のための歳出決算額については、不要な歳出の削減、節約に努めた結果、82億 3,762万 9,000円となり、歳入歳出差し引きは5億 2,637万円で、実質収支においても3億 5,116万2,000円の黒字決算、そのうちの次年度への備えとして2億円を基金に繰り入れるなど、20年度の施政方針にのっとり適正に執行されたものと認め、評価をいたすところであります。

また、財政健全化法に基づく健全化判断比率についても、各項目において適正・良好な状況にあり、よって、本決算の認定に賛意を表し、討論といたします。以上であります。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第4「認定第2号 平成20年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計 歳入歳出決算の認定について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第4、認定第2号 平成20年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第5「認定第3号 平成20年度大和町介護保険事業勘定特別会計

歳入歳出決算の認定について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第5、認定第3号 平成20年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第6「認定第4号 平成20年度大和町宮床財産区特別会計

歳入歳出決算の認定について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第6、認定第4号 平成20年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第7「認定第5号 平成20年度大和町吉田財産区特別会計

歳入歳出決算の認定について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第7、認定第5号 平成20年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出

決算の認定について、討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

**日程第8「認定第6号 平成20年度大和町落合財産区特別会計
歳入歳出決算の認定について」**

議長（大須賀 啓君）

日程第8、認定第6号 平成20年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

**日程第9「認定第7号 平成20年度大和町奨学事業特別会計
歳入歳出決算の認定について」**

議長（大須賀 啓君）

日程第9、認定第7号 平成20年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第10「認定第8号 平成20年度大和町老人保健特別会計
歳入歳出決算の認定について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第10、認定第8号 平成20年度大和町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第8号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第11「認定第9号 平成20年度大和町後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算の認定について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第11、認定第9号 平成20年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第9号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第12「認定第10号 平成20年度大和町下水道事業特別会計
歳入歳出決算の認定について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第12、認定第10号 平成20年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第10号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

**日程第13「認定第11号 平成20年度大和町農業集落排水事業特別会計
歳入歳出決算の認定について」**

議長（大須賀 啓君）

日程第13、認定第11号 平成20年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第11号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

**日程第14「認定第12号 平成20年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計
歳入歳出決算の認定について」**

議長（大須賀 啓君）

日程第14、認定第12号 平成20年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について、討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第12号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第15「認定第13号 平成20年度大和町土地取得特別会計
歳入歳出決算の認定について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第15、認定第13号 平成20年度大和町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第13号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第16「認定第14号 平成20年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の
認定について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第16、認定第14号 平成20年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから認定第14号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第17「議案第78号 大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

議長 (大須賀 啓君)

日程第17、議案第78号 大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。税務課長佐藤成信君。

税務課長 （佐藤成信君）

それでは、議案書の1ページになります。

大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

大和町国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものであります。

今回の改正につきましては、9月8日の全員協議会で説明をさせていただいているものでございます。

それでは、条例議案説明資料、議案第78号関係をお願いいたします。

1ページをお開き願います。

大和町国民健康保険税条例の新旧対照表になります。

第23条関係でございますが、これは国民健康保険税の減額についての規定でございます。

第1号でございますけれども、第1号は7割減額該当分でございます。

改正の部分、下の方にアンダーライン引いている部分でございます。

ウの後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額ですが、1人につきまして「2,500円」を「3,500円」に、エ、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の（ア）特定世帯以外の世帯「1,200円」を「4,200円」に、（イ）特定世帯「600円」を「2,100円」に改めるものでございます。

2ページになります。

第2号関係は5割の減額分でございます。

イ、世帯別平等割額で（ア）特定世帯以外の世帯「2万5,000円」を「1万4,500円」に、（イ）特定世帯「1万2,500円」を「7,250円」に改め、エ、後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の（ア）特定世帯以外の世帯「6,000円」を「3,000円」に、（イ）特定世帯「3,000円」を「1,500円」に改めるものでございます。

第3号は2割減額分でございます。

第314条の2第2項に規定する金額に被保険者の次に「及び特定同一世帯所属者」を加え、ア、被保険者均等割額1人について「6,000円」を「5,000円」に、イの文言を「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額」に改め、「（ア）特定世帯以外の世帯 5,800円 （イ）特定世帯2,900円」を追加するものでございます。

3ページになります。

エの文言を「国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額」に改め、「(ア) 特定世帯以外の世帯 1,200円 (イ) 特定世帯 600円」を追加するものでございます。

第2項の削除によりまして、今まで被保険者からの申請により適用されておりました2割減額を一律に適用し、低所得者の負担の軽減及び事務の軽減化を図るものであります。

議案書に戻っていただきます。

1ページになります。

附則といたしまして、第1項は、この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から施行するものであります。

第2項は、適用区分として経過措置を規定したものであります。

以上、よろしく願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18「議案第79号 平成21年度大和町新庁舎議場什器等整備事業

備品売買契約について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第18、議案第79号 平成21年度大和町新庁舎議場什器等整備事業備

品売買契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

議案書3ページでございます。

議案第79号 平成21年度大和町新庁舎議場什器等整備事業備品売買契約についてでございます。

上記事業について、次のとおり備品売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

記としまして、1、契約の目的、平成21年度大和町新庁舎議場什器等整備事業。2、契約の方法、一般競争入札による備品売買契約。3、契約の金額、1,342万8,240円、うち消費税分が63万9,440円となるものであります。4、契約の相手方、大和町吉岡字〇〇〇〇番地の〇、株式会社大友商事大和営業所となるものであります。

内容等につきましては、別添の総務まちづくり課の資料でご説明をさせていただきます。

まず、お開きをいただきまして、入札の状況でございますが、今回の入札につきましては条件を付しておりまして、まず、参加条件としまして、①地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の各号の規定に該当しないこと。これは一般競争入札参加者の参加資格の状況でございます。②宮城県内の地方自治体から指名停止処分を受け、入札公告日に指名停止を受けている期間でないこと。③平成21・22年度大和町物品役務提供の入札参加資格の承認をされた者であることであります。

入札の方法としましては、①ダイレクト型一般競争入札、②予定価格は、事前公表、③低入札調査基準価格を設定する。④この入札参加資格申請者で、有資格者と判定された者の数が5に達しない場合は、入札を保留し、再公告を行い追加募集をする方法でございました。

この結果、入札参加者は記載の6社が応募、応札をされたものであります。

入札の結果についてであります。平成21年9月2日に開札を行ったも

のでありまして、順位1から順位5まで、最後の業者につきましては失格というふうな形になっております。

これに当たりましては、予定価格を2,420万円に設定をしております。低入札価格調査基準価格を1,573万円に設定をしたものであります。この結果、3社が低入札調査基準価格を下回った応札額となり、落札を保留としたものでございます。

2ページであります。

この結果を受けまして、9月7日に応札者から積算内容等について事情聴取を行い、9月9日に「低入札価格調査委員会」を開催し、契約どおりに履行が可能かどうか審査を行ったところであります。

低入札価格事情聴取に当たりましては、低入札価格失格基準第3条第1号から第12号に該当しないことを確認をしたものであります。

低入札価格調査の内容としましては、①積算内容、②著しく安くできる根拠、③経営状況、④過去に納品した実績、⑤取引銀行、⑥その他、資本金等の売り上げ状況についての調査を行ったものであります。

これによりまして、第1順位のことを審査した結果、積算内容の精査及びその他基準に照らし合わせた結果、契約どおりの履行は可能と判断し落札を決定し、平成21年9月14日に仮契約を締結したものでございます。

事業の概要であります。納入場所につきましては、大和町吉岡字西松木地内、いわゆる新庁舎3階の議場になるものであります。

納期の期限につきましては、平成22年の2月26日までであります。

納入物品につきましては、議長の机以下、記載の部分であります。

では、その内容について図面等でご説明をいたします。

3ページであります。

議長机初め名札等までの部分の位置図が3ページに記してあります。向かって左手の方が執行部席、右手の方が議員席並びに傍聴席の方になるものであります。

4ページであります。4ページにつきましては議長机の設計寸法になるものであります。

同様に、5ページが議員の皆様の方の設計寸法であります。

6ページにつきましては、質問席の方の設計寸法でございます。

7ページにつきましては、執行部側の4人用の、4人がけの方の設計

寸法でありまして、8ページが5人用の机の設計寸法であります。

9ページが、答弁席に係ります机の設計寸法になるものであります。

10ページにつきましては、議長用の椅子の設計寸法になるものであります。

11ページについては、操作卓盤用の椅子の設計、12ページについては、傍聴席用の椅子の設計になるものであります。

13ページが、什器の議長椅子、議員・執行部椅子、卓盤操作用の椅子並びに傍聴席のイメージ図であります。

記載してありますとおり、実際の張地とは異なり、張地につきましては難燃、抗菌・防汚の加工が施されている什器を整備するものであります。

最後のページであります。新庁舎3階議場のイメージの俯瞰図となるものでありまして、執行部側が階段状での部分、議員席の方については傾斜をつけたスロープになる部分でございます。

以上が説明の内容であります。よろしくお願い申し上げます。

それから、同等品、議場の椅子の同等品については、傍聴席の一番後ろの方に置いております。布地張りでありましてけれども、実際はビニールレザー張りの形になるものであります。あれが、議場の右側にあるやつですね、そちらに、議員の椅子です。議員用です。執行部と議員用の椅子です。固定の部分ですね。固定の上の部分に係る部分。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。6番高平聡雄君。

6番（高平聡雄君）

お伺いをします。

入札参加業者の名簿、今拝見させていただいて、これはオーダーの家具、要するに既製品ではなくて、つくるといいますよね。つくるといいますよね、これ。その中で、天童木工以外は、これは言ってみれば物販店というか、小売店だと思うんですが、最低入札者もその小売店の部類だと思うんですが、先ほど調査の中で一番安くできるのがメーカーではなくて物販の会社だということで、積算の内容だとか、2番目の著しく安くできる根拠だとかという部分について、どういう説明があったのか教えていただければと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

高平議員のご質問であります。まず落札業者との協議の中で、商品メーカー、落札業者はいわゆる物販の方であります。製造メーカーとの直接メーカーの仕入れの関係もありまして、そういった面での直接購入が可能であるというようなところでありますし、それから製造メーカー等の部分におきましても、納期が22年の2月というようなことで、十分な製作期間もあるというような状況、また営業活動の中でもこの部分での経費の部分については削減も可能であるというようなこと、さらには営業地区が町内であるというようなことで、契約料金の配送料も削減ができるというふうなことにより、当該価格の設定をしたというような内容であります。

6 番 （高平聡雄君）

では、改めて確認をしますが、天童木工というのは世界の天童木工と言われるぐらいの品質だとか規格を持ってらっしゃるというのは周知の事実ですが、これが加わった中でも、言ってみれば、それに劣らない品質のものが提供できるということと理解してよろしいんですね。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

設計に基づいた同等品が確実に納品されるというところでありまして。
（「終わります」の声あり）

議 長 （大須賀 啓君）

4 番平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

これ見ますと半額に近い形での落札ということで、今前者が申したとお

り、果たして物がですね、ほかの業者と比べまして相当の差があるんですけれども。私、今座ってみたんですけれども、机の手の、これ木ですよ。ちょっと私は長い時間座っているには痛いんじゃないかなと今感じたわけでございますが。

あと、もう一つ、この議場の答弁者席ですね、余りにもきゃしゃじゃないかなと。富谷、また利府、大郷町なんかも、古いんですけれども、見ても、もっと……、答弁者席ですよ、質問者席でなく、それがもうちょっと立派なものである、今までの見たところではですよ。ちょっと余りにも、これ見た段階で、きゃしゃ過ぎるんじゃないかなと。せっかक्तつくるんですから、やはりちゃんとしたものでないと、今から50年も60年も使う中ですよ、安ければいいというものでは私はないと思うんですよ。せっかक्तつくるのにですね。ですから、もうちょっと物もきちっとしたものを見ないとですよ、ただそろえればいっていうんでは私はちょっと納得いかないんですけれども。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

まず、平渡議員のいすの方であります、設計書の中で示しているような状況でありますし、布地がですね、布ではなくてレザーと先ほど申しましたが、あと木部の当たる部分は、そういった形での設計の内容になっております。それから、机の答弁席の方であります、イメージ図とはちょっと、見た感じとは受ける感じが違うのかなというふうな状況もあるかと思うんですが、答弁席もここに示しているような形で、きちっとしたモクでの、既成ではなくて製作のものであるというふうな形で提示をしております。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

4 番 (平渡高志君)

いろいろな検討委員会の、新庁舎検討委員会もつくる中で、見本も何もなくて、すぐこれで安いから、値段だけっていうこと自体、今まであれくらいいろいろな質疑等々やってきて、最終的にもう安ければいいんだという感じでは私はおかしいと思うんですよ。やっぱり見本というのはどこでもありますから、最初これとこれとこれぐらいって感じで見るんならわかりますけれども、ただ入札で安いから、これとこれとこれというような感じでは私、ちょっとおかしいじゃないですか。何のための検討委員会だったのかと。私はその物まではっきり、やはり二、三を比べてみないとですよ、今みたいなああいうふうに、これだって言われても、使い勝手悪ければどうするんですか、それ。（「そうだ」の声あり）これ1回取りつけたらもうできないんですよ。だから皆さんにもしっかり見てもらいたいと、はっきり、自分らだけでなく、後輩の次の方々にずっと引き続いていくわけですからね。

それと、あと、この質問者席に固定の椅子がある。これ質問するとき立って質問するわけですよ。これ固定の椅子がここにあった場合、果たしてちゃんとした席で質問できるのかどうか、この点も。

議長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課まちづくり対策官千葉恵右君。

総務まちづくり課まちづくり対策官 (千葉恵右君)

まず、製品については、設計書を提示して、それと同等のものということで規定をしております。ですから、今入札の参加の中に天童木工さん入っておりますが、そのメーカーだけが製作できるというわけではございませんので、当然、競争の原理でございますので、同等品が製作可能であれば、それは町としては承認をするという考えでございます。そのために、応札の前に同等品であるかどうかということ、事前に書類を出していただきまして、その内容を審査した結果、同等品であるというふうに判断をして応札をしてございます。ですから、設計図書等提示をしてございますが、これと全く同じもので製作をするという状況でございます。

それから、もう1点でございますが、質問者席ですね。これ一番最後の

ところにパーツとして提示をさせていただいてございます。これについては、過般、庁舎建設特別委員会のごときにご協議いただきまして、質問者席のところにも椅子が必要であるということで、新たにそういった内容で仕様変更いたしまして、質問者席に椅子を設置をして計画をしておるものがございます。

こういった内容でございますので、当然、立って質問するということになれば、椅子がそこに当たりますので、椅子については、現品については操作卓用のものになっているんですが、固定席のところについては座面が後ろにスライドをするという状況の構造になっておりますので、そういったものについてはそういう形で対応しているという状況でございます。

議長 長 （大須賀 啓君）

ほかにはないですか。14番中川久男君。

14番 （中川久男君）

関連するわけですけれども、結局、入札、低入札価格調査、この中で4番で過去に納品をした実績と。ぜひともこの辺、どこの役場に納品したときあるのか、こういうものが同等なものが近くにあるのであれば、我々も近くであれば拝見させていただきたい。ぜひともこの過去に納品した実績という、このものがここに打ち込まれていますから、その辺もし詳しくわかるのであれば、何々県の何々の役場のこういうところに納めたとかって言っても差し支えないんでないでしょうか。その辺をお聞きします。

議長 長 （大須賀 啓君）

総務課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

中川議員のご質問でございます。同等の納品というような状況でございますが、今年、20年、それから21年の実績申し上げますと、備品関係ですとQQクリニックさん、カルラさん、あさひなさん初め、王城寺原の部分がありますし、それから宮城県の北部の土木事務所さん、県立循環器・呼吸器病センターさん等々の納品の実績をいただいている状況であります。

議 長 （大須賀 啓君）
中川久男君。

14 番 （中川久男君）

そうすると、そういう循環器とか医療関係とか、そういうものの実績はあるものの、役場なんていうのは50年に1回しか建てかえないんですけれども、ここ10年ぐらいに納めたところの町の議場とかっていうことはないんですか。

議 長 （大須賀 啓君）
総務課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

役場等、議場等の実績については、ここには記載はされておられません。

議 長 （大須賀 啓君）
ほかにございませんか。3番伊藤 勝君。

3 番 （伊藤 勝君）

先ほども前者が言いましたけれども、質問席ですけれども、答弁席は高いんですけれども、質問席が低くてちょっと大変じゃないかな。この辺どうなっているのかちょっと教えていただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
総務課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

答弁席と質問席が、議員さんの一番前の列になるんですが、フラットになっている状況です。

議 長 （大須賀 啓君）
よろしいですか。伊藤 勝君。

3 番 (伊藤 勝君)

質問席は高いんですけれども、答弁者の方が低くて、座ることも可能じゃないですよ。今の形みたいな感じで、やっぱり答弁席も質問席も同じような高さというか、ある程度低くても、座ってる状況ではちょっとひどいんじゃないかなと私は思うんですけれども。結構長い時間になるので、その辺でみんながやりやすいというか、使いやすいような方向性で考えてもらいたいんですけれども。

議長 (大須賀 啓君)

総務課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 (遠藤幸則君)

伊藤議員の方からのご質問、答弁席と質問席は向かうような形、これと同じような形ですが、答弁席の方はいすはありません。質問席の方にはいすが置いてあるような状況で、それで対面する中で、こういった高さが同じような状況での向かい合った形での質問、答弁の席になります。

議長 (大須賀 啓君)

ほか。平渡高志君。

4 番 (平渡高志君)

これ質問席が低いんですよ。座った状態の机でしょう、これ見るとですよ。そして私たちは立ってやるわけね。だから、普通の質問席には、立ってやるところに、下の一段低いところに椅子と筆記用具を置いて、そこで再質問をやるというようなのがある程度の議場なんです。これだと、結局、このまま座ったまんまでこうして見なきゃならない。質問だと立ってやるわけですから、台が少し高くないと、答弁者と同じような感じで楽なわけですね。これだと普通の机の上でこうやってしゃべるような感じになりますよ。ですから、どこを見て視察やってきたのかと、私、それ言いたいんです。いろんなところを見てやらないと、ただこういうふうに並べればいっていいんでないですよ、せっかくつくったものを。この机だって座った状態の机だからね、これ。ですから、普通だったら質問席はちょ

っと高目にあって、その隣に座って再質問する席というのが普通の議場にあるわけですよ。どこまで検討してやってるのか、私うんと……、せっかく今まで時間かけてきて、最終的にただささっと流されるんでは、私これは納得いきませんよ。

議長（大須賀 啓君）

総務課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

質問席の机の高さと答弁席の机の高さは、確かに机の高さは違うとなっております。答弁席の方が、この9ページのように985でありまして、質問席の方が756でありますので、その部分の違いはおっしゃるとおりであります。この部分についての事前での打ち合わせの段階では、質問席と議員の席との高さの部分までの話があった中で、こういった形にしたんですが、今のお話の部分は、もう一度……、お話の中では、質問、議員の席と同じ高さにしたような状況になっておりました。（「だから座るのに合わせてるんだから」の声あり）そうです。（「だから座るのに合わせてこうやってるけれども、立ったのに合わせると」の声あり）はい、わかりました。

高さの部分で質問する場合と座ったままの部分で調整をしたものから、質問席の部分もやはり高さが必要かというような思いは今持っておりますので、その部分については調整をさせていただければと思います。

議長（大須賀 啓君）

平渡高志君。

4番（平渡高志君）

ですから、さっき前者が言ったとおり、ここの議場に納入したことない業者っていうさっきの話ですけれども、やはりこういうのは、大体議場というのは普通はどこでもある程度同じですよ。今までつくってきたところを見ればわかるはずですよ。それを、素人ではないんですから、もう少し今度……、最後に今つくって、皆さんが今度視察に来るわけですか

ら、やはりそういう見せても恥ずかしくないようなのをつくってくださいよ。ちょっと初歩的ですよ、こんな質問者の席が座ってやれるような机にしてみたりね。もっと精査しながらやっぱり進めてほしいんです、せっかくつくるんですから。私それ言ってるんですよ。何もつくるなどかかって言ってるんでなく、逆に、せっかくつくるんだから、ちょっとしたいいものを、また、椅子だって、これくらい、見積もりより半額も安くなるようなんじゃないくて、見積もりがそれくらいあるのであれば、予定価格がね、それより下がったっていいじゃないですか。これくらい予算とってるのであれば、もっといいのをやっぱりしてもらわなければ、やはり、せっかくつくてね、後で後悔するようなものはつくってほしくないと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
総務課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

質問者席の机の高さについては、確かに委員おっしゃる方々の分も含めまして、調査をさせていただきたいと思いますし、同様な形で、先ほど来お話をいただくような形です、この中できちっとしたものをつくり上げたいというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）
ほかにありませんか。17番大崎勝治君。

17 番 （大崎勝治君）

今質問席高くというと、どうなるんでしょうね。後ろの人が前に壁立てられたようになるんじゃないかと思うんですが、その辺もちょっと考えなくてはならないんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

議 長 （大須賀 啓君）
総務課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

大崎議員さんからのお話であります。この全体の議場の部分につきましては、事前にもお話をいただいて検討いただいた中での部分でございます。今のお話も含めて調整の部分に入ってくるかと思っております。以上です。

議長（大須賀 啓君）

ほかにないですか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19「議案第80号 平成21年度道路改良舗装工事（町道小鶴沢線）

請負契約について」

議長（大須賀 啓君）

日程第19、議案第80号 平成21年度道路改良舗装工事（町道小鶴沢線）
請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

それでは、議案書の4ページをお開きいただきます。

議案第80号 平成21年度道路改良舗装工事（町道小鶴沢線）請負契約についてでございます。

ご説明を申し上げます。

本工事につきまして、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法

第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

記といたしまして、1、契約の目的、平成21年度道路改良舗装工事（町道小鶴沢線）、2、契約の方法、一般競争入札による請負契約でございます。3、契約の金額、5,880万円、うち消費税が280万円でございます。4、契約の相手方、大崎市〇〇〇〇〇〇、我妻建設株式会社でございます。

このことにつきまして、別冊の説明資料でご説明を申し上げます。

お開きをいただきまして、議案第80号の請負契約についての説明資料、入札の状況でございますけれども、（1）の入札参加条件としまして7項目設定しておりまして、①として地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の各号、一般競争入札参加資格の方でございますけれども、これに規定に該当しないこと。それから、②宮城県内の地方自治体から指名停止処分を受け、入札公告日に指名停止を受けている期間でないこと。③平成21・22年度大和町建設工事入札参加資格の承認された者。④宮城県内に本社若しくは営業所を有するものであること。⑤大和町の入札参加資格の土木一式工事の格付が、A級若しくはB級であること。⑥建設業法に規定する特定建設業若しくは一般建設業の許可を受けていること。⑦この工事の種類に対応する国家資格を有する監理技術者若しくは主任技術者を工事現場に専任で配置できること。この7項目でございます。

入札の方法でございますが、ダイレクト型の一般競争入札で、予定価格は事前公表、低入札調査基準価格を設定しております。この入札による参加資格申請者で、有資格者と判定された者の数が5に達しない場合は、入札を保留し、再公告を行い追加募集をするということで行っております。

入札参加者につきましては、9社ございました。以下のとおりでございます。

次のページをお開きいただきまして、入札結果でございますが、9月2日に執行した入札におきまして、ごらんの一覧表のとおりでございます。

この入札に当たりまして、予定価格を8,400万円、税抜きでございます。低入札調査基準価格を6,847万1,832円として改札をいたしたところでございまして、入札の結果、6社が低入札調査基準価格を下回った応札額となりましたので、落札保留としたところでございます。

この結果を受けまして、9月7日に応札者から積算内容等について事情聴取を行い、9月9日に低入札価格調査委員会を開催し、契約どおりに履行が可能か審査を行ったところでございます。

この際に、低入札価格事情聴取として、低入札価格失格基準第3条第1項から第12号に該当しないことを確認しております。また、低入札価格調査として、積算の内容、著しく安くできる根拠、経営状況、配置予定技術者、現在の手持ち工事状況、過去に完了した工事、労務者の手配先、取引銀行、その他、資本金、売り上げ等について調査をいたしたところでございます。

これによりまして、第1順位の者を審査した結果、積算内容の精査及びその他基準に照らし合わせた結果、契約どおりの履行は可能と判断いたし、落札を決定し、平成21年9月14日に仮契約を締結したところでございます。

工事概要でございますが、施工場所は大和町鶴巣小鶴沢地内で、完成工期は平成22年3月10日でございます。

工事概要でございますが、道路改良舗装工事でございます。施工延長ですが、330メートル、幅員6メートルでございます。土工、舗装工等については、以下のとおりでございます。

図面をごらんいただきたいと思います。

今回の施工箇所につきましては、宮城県環境事業公社入り口の向かいにある箇所でございます。この赤く塗られたところで、道改2号の平成21年度道路改良舗装工事ということでお示しをした箇所でございます。

今回の工事施工につきましては、平成19年度町道小鶴沢線道路改良工事2工区として、平成19年7月26日に開催されました平成19年第3回臨時会において請負契約の締結について議決を賜り、工事に着手したものであります。残土の受入先であります宮城県環境事業公社の小鶴沢処分場で施工している工事との事業調整に不測の日数を要し、平成20年3月に開催された平成20年第2回定例会において繰越明許のご承認を賜り、3月17日に専決処分により工事内容と請負額の変更を行い、現在の形態になっているものでございます。

この繰越明許についてご説明を申し上げた際、説明不足がございました。宮城県環境事業公社との事業調整のほか、宮城県環境事業公社では

処分場入り口前の現道と新たにつくられる道路に挟まれた区域を平場にして、来るべき宮城県沖地震に備え、車両の待機場にする計画を持っており、用地取得については公社が進めることとしておりましたが、地元地権者への工事に関する説明不足から公社の用地交渉が進まず、公社の計画地と接する部分まで町が用地買収していたため、町が当初予定した工事が進められない状況となったものでございます。

この公社の車両の待機場整備計画については、町も公社と一緒に進めるべきところではございましたが、町では公社の用地交渉を見守る形になってしまい、地権者の皆様に大変ご迷惑をかける結果になってしまいました。公社との事業調整の中で二つの事業を同時に進める形態で始めたのでありますが、このことについては最初に地元並びに地権者の皆様にお話を申し上げ、ご理解をいただいた中で進めるべきであったと深く反省しているところでございます。町の説明不足で議会の皆様、地元の皆様、特に地権者には大変なご迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます。

今後におきましては、早期に工事を完成させたいと考えているところでございますので、ご理解をお願い申し上げます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。11番鷓橋浩之君。

1 1 番 （鷓橋浩之君）

今の最後の何か車両の退避場の関係なんですが、いろいろ調整に手間取ったという説明だったんですが、本来であれば、それは公社で整備するはずだったと。今回その部分は、この今回の入札に入っているわけですか。それを含めての入札だったかどうか確認しておきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

ただいま申し上げました公社の車両待機場の件でございますが、今回の

工事の中には含まれておりません。今回は、そこ、最初平場にする計画でございましたが、平場にする計画は公社で断念をしておりますので、今回、地権者から町が新たにのり面となる部分を買わせていただいて、そして今回施工する内容となっておりますのでございます。

議 長 （大須賀 啓君）
 鶉橋浩之君。

1 1 番 （鶉橋浩之君）
 そうすると、その車両の退避場、これ今後の調整なり折衝なりをした上で、これはやるようになるんですか。断念したんですか。

議 長 （大須賀 啓君）
 都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）
 この計画につきましては、公社で断念をしたということで、やる計画はないということでございます。

議 長 （大須賀 啓君）
 鶉橋浩之君。

1 1 番 （鶉橋浩之君）
 公社では断念したと。町としてどうするんですか。

議 長 （大須賀 啓君）
 都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）
 町として、この工事につきましては、その平場にするという最初の計画がございましたので、そののり面部分を買わなくて、道路の側溝のぎりぎりのところで用地買収線をとったわけですけれども、これが今度できなく

なったということですので、今回、追加買収でのり面の部分を買って工事を施工する。今後については、その土地については、そういう形態で残るといような形になるものがございます。

議 長 （大須賀 啓君）
 鶉橋浩之君。

1 1 番 （鶉橋浩之君）

残るといことですが、これは端的に、町としてですよ、この部分は退避場が必要だという判断があるのかどうか。残るといことは、これは町で将来その部分も施工しなくてはならないのかどうか。そのままの、これは計画を断念したままでいいのかどうか、その辺のところを少し……。

議 長 （大須賀 啓君）
 町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ご説明申し上げます。

この工事につきましては、町は道路をつくる予定でございました。同時に、公社の方でも、隣り合った場所がございますので、その用地を買収して、公社として、駐車場といいますか、そういったものをつくる予定でございました。したがって、この全体の土地を公社が買収をして、町もその土地を使わせてもらうという計画を持ってスタートしたところでございます。そのことについて、地権者の方々にご説明不足等があったために、いろいろご理解を得られない部分がございます、公社の方では断念をせざるを得なかったということでございます。

したがって、町としましては、今度道路につきまして地権者の方々に再度お願いをしまして、道路の部分を買収させていただいたということになります。地権者の方々はもう半分残っているわけでございますけれども、これにつきましては公社の方で、これは退避場をつくるのは公社でございますので、町の考えではなくて公社の考えでございますので、公社としてはここに退避場をつくることは断念をしたということでございます。

ですから、この山の、極端に言えば、半分を道路で町が買収しまして、この半分は地権者の方に残ったという形でございます。

ただ、最初に、先ほど説明申し上げましたのは、その説明の仕方が地権者の方々になかなか上手に伝わらなかったという、説明不足がありましたので、地権者の方々にいろいろご迷惑、誤解を与えたということでございましたので、ただいまそのことについてご説明申し上げたところでございます。よろしくお願いいたします。（「了解」の声あり）

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにないですか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20「同意第3号 教育委員会委員の任命について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第20、同意第3号 教育委員会の委員の任命についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、議案書5ページでございますが、同意第3号でございます。

教育委員会委員の任命についてでございます。

下記の者を教育委員会委員に任命することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の

同意を求めるものでございます。

記といたしまして、住所、大和町〇〇〇〇〇番地。氏名、伊藤浩美。生年月日、昭和〇〇年〇〇月〇〇日でございます。

別紙議案説明資料の1ページをごらんいただきたいと思いますが、この伊藤浩美さんにつきましては、職業は今会社にお勤めでございますが、学歴としましては、泉高等学校を卒業されております。主な役職等につきましては、PTAの父母の会副会長、また学校の評議員等々をやっていただいておりますし、町の方では現在も教育委員でございますし、奨学事業審査委員会委員でもございます。

この伊藤さんにつきましては、下にございますように、学校卒業後、民間企業の勤務の傍ら仕事と子育てを両立されまして、PTA活動等にも熱心に積極的に参加されまして、吉田小学校、中学校、そして大和中学校のPTA役職を経験されておりますとともに、PTAのまとめ役も担われまして、20年4月から教育委員として大和町の教育の方に寄与していただいております。

さらに、女性消防団員を初めとして地域団体活動にも積極的に参加され、地域の信望も厚く活躍されておるところでございます。

今回、任期満了に当たりまして、再度、学校教育の充実・発展等教育行政に大きく貢献をしていただけると期待をいたしまして、議会の皆様方に同意を求めるものでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これから同意第3号を採決いたします。

この採決は会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は、私を除いて17名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立

会人に15番中山和広君及び16番桜井辰太郎君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。

本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は反対とするものとします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

異状ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

15番中山和広君及び16番桜井辰太郎君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 17票

有効投票 17票

有効投票のうち

賛成 17票

以上のおり、賛成が多数です。

したがって、本件は原案について同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第21「同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について」

議長（大須賀 啓君）

日程第21、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

同意第4号でございます。

固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、住所、大和町〇〇〇〇〇〇〇番地。氏名、渡邊仁。生年月日、昭和〇〇年〇〇月〇〇日でございます。

別添資料をご参照願いたいと思いますが、渡邊氏につきましては、宮城県の佐沼高校を卒業されましてから東北学院大学の法学部法律科を卒業されております。小竹司法書士さんでお勤めになりまして、52年に渡邊仁司法書士事務所を開設されて、現在に至っているところでございます。

今回、9月30日に任期満了を迎えます小野武郎さんの後任としまして、議会の同意を求めるものでございます。

氏につきましては、今申し上げましたとおり、大学を卒業後、小竹司法書士事務所に勤務されまして、52年に司法書士事務所を開設し、今、現職でご活躍されておるところでございます。その中で大和町の情報公開審査委員等にもお願いをしておりまして、その豊富な知識と経験は、職務遂行に当たって公正、公平なる審査をいただけるものと、このように考えまして、固定資産評価審査委員会委員に選任をしたいというふうに考えて、ご提案をさせていただきました。よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これから同意第4号を採決いたします。

この採決は会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は、私を除いて17名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に17番大崎勝治君及び1番藤巻博史君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。

本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は反対とするものとします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

異状ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投 票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

17番大崎勝治君及び1番藤巻博史君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 17票

有効投票 17票

有効投票のうち

賛 成 17票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、本件は原案について同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

**日程第22「請願第1号 畜産経営の飼料高騰及び不況による経営危機に対する
助成に関する請願書」**

議 長 （大須賀 啓君）

日程第22、請願第1号 畜産経営の飼料高騰及び不況による経営危機に対する助成に関する請願書を議題とします。

朗読を省略して、紹介議員の説明を求めます。17番大崎勝治君。

17 番 （大崎勝治君）

それでは、畜産経営の飼料高騰及び不況による経営危機に対する助成に関する請願書。

大和町議会議長大須賀 啓殿。

請願者が、大和町〇〇〇〇〇、肥育生産農家代表門間政好、大和町〇〇〇〇〇〇、肥育牛生産農家代表根元仁一、大和町〇〇〇〇〇〇、繁殖牛生産農家代表浅井 功さん、大和町小野〇〇〇〇〇〇、酪農生産農家代表佐藤文徳。

紹介議員につきましては、記載のとおり、4名の方でございます。

畜産経営の飼料高騰及び不況による経営危機に対する助成に関する請願。

請願の理由。

日頃、畜産部会大和地区の事業推進につきましては特段のご理解とご指導を賜り心より厚く御礼申し上げます。

さて、今般の肥育牛並びに繁殖牛経営は飼料価格の高騰及び世界的な不況の影響によりBSE発生以来の経営危機状態にあります。

これまで町当局や関係機関の特段のご指導のもと、大和町管内の和牛肥育技術は県内でもトップクラスのレベルまで向上し、またその素牛を生産する繁殖牛の改良も順調に進んでおり、生産農家の経営努力には目を見張る状況にあります。しかし、長引く不況と飼料価格の高騰により、肥育牛販売額から素畜代を差し引くと家族労働の賃金もほとんど残らない有様であり、平成21年の年が明けたら相場は回復するのではと期待を抱きながら今日まで我慢してきましたが、生産農家の努力だけはもう限界の状態です。

このような肥育牛経営の影響をまともに受け、子牛価格も低迷を続けております。

繁殖牛経営は素牛を導入し子牛を生産販売するまで約3年必要であり、畜主の高齢化も相まって危機的状況にあります。

町財政の厳しさは重々存じておりますが、今後の本町の畜産振興の観点から、苦境に陥っている畜産農家に対する飼料高騰対策のご支援を賜りたくお願い申し上げます。

記

◎畜産農家の肥育牛、繁殖牛、乳牛、子牛の飼養頭数に対しての助成資料としていただきましたが、大和町全体では2,022万円増したということで、36頭農家1戸では12万円の増加になっていますということでございますから、何とかこの畜産業を救っていただきたいと、こういうことでございますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

お諮りします。

ただいま議題となっております請願第1号は、産業建設常任委員会に付託の上審査し、さらに閉会中の継続審査もできることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、請願第1号は、産業建設常任委員会に付託の上審査し、さらに閉会中の継続審査もできることに決定しました。

日程第23「所管事務調査の申し出について」

議長（大須賀 啓君）

日程第23、所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付されました申し出書のとおり、閉会中の調査の申し出があります。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第6回大和町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後4時38分 閉 会